

感感発 0828 第 1 号
令和 8 年 8 月 28 日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
（ 公 印 省 略 ）

ウガンダにおけるエボラ出血熱流行の終息宣言を踏まえた対応について

コンゴ民主共和国及びウガンダにおけるエボラ出血熱については、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る協力依頼について」（令和 8 年 5 月 21 日付け感感発 0521 第 1 号健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）、及び、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る協力依頼について」別添の一部改正について（令和 8 年 8 月 17 日付け健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長事務連絡）等において協力を依頼しているところです。

今般、世界保健機関（WHO）による、ウガンダにおけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえ、各検疫所に対し別添「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る対応について」の一部改正について（令和 8 年 8 月 28 日付け健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課検疫所管理室長事務連絡）を発出し、本日よりウガンダに係るエボラ出血熱流行国としての対応を取りやめることとしました。

つきましては、到着前 21 日以内にウガンダに渡航又は滞在していたことのみをもって健康監視対象とする対応を取りやめることとし、現在、ウガンダに渡航又は滞在された方に対して行っている健康監視につきましては、本通知をもって終了としますので、よろしくお願いいたします。

貴職におかれましては、本件を御了知の上、健康監視を実施している検疫所との連携に遺漏のないようお願いいたします。

なお、到着前 21 日以内にコンゴ民主共和国に渡航又は滞在していたことが確認された者で、健康監視対象者となっている者については、引き続き検疫所から連絡があった際には速やかに対応ができるよう、関係者との調整や確認を進めて頂きますよう重ねてお願いいたします。

別添：「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る対応について」の一部改正について（令和 8 年 8 月 28 日付け健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課検疫所管理室長事務連絡）